

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する USDFS の枠組みにおける検証作業実施者としてのサーベイヤーの指名/決定に関するインドネシア工業大臣規定  
No. 44/M-IND. PER/7/2008

唯一神のご加護により、

インドネシア共和国工業大臣は、

- a. 財務大臣規定 No. 96/PMK/011/2008 と工業大臣規定 No. 43/M-IND. PER/7/2008 に基づくインドネシア共和国と日本との経済連携（以下、「IJ-EPA」という。）の USDFS の便宜供与の実施の枠組みにおいて、検証作業を行う能力を有するサーベイヤーを指名する必要があること、
  - b. 工業大臣規定 No. 39/M-IND/PER/7/2008 に基づき、IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者候補評価チームを結成し、検証作業実施者（サーベイヤー）候補の評価の実施を委任したこと、
  - c. IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者候補評価チームの評価結果に基づき、PT. Surveyor Indonesia (Persero) が検証作業を行う能力があり、条件を満たしているとみなされること、
  - d. 上記 c を考慮し、PT. Surveyor Indonesia (Persero) を IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者として指名し、これを定める必要があること、
  - e. 上記 d を考慮し、工業大臣規定を出す必要があること、
- を考慮し、

1. 工業に関する法律 1984 年 5 号（官報 1984 年 22 号、官報追記 3274 号）
2. 統一インドネシア内閣結成に関する大統領令 2004 年 187/M 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である、大統領令 2007 年 77/P 号
3. インドネシア共和国国務大臣府の地位、任務、機能、組織構成及び作業手順に関する大統領規定 2005 年 9 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定 2006 年 94 号
4. インドネシア共和国国務大臣府の組織ユニットとエセロン I の任務に関する大統領規定 2005 年 10 号及び数次にわたり改正され、その最終改正である大統領規定 2007 年 17 号
5. 物品分類システムと輸入品にかかる関税賦課に関する財務大臣規定 No. 110/PMK. -010/2006 及びその改正である財務大臣規定 No. 110/PMK. -011/2007

本資料は、インドネシア工業大臣規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタセンターが和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

6. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税引き下げ方法に関する財務大臣規定 No. 94/PMK. 011/2008
7. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規定 No. 95 /PMK. 011/2008
8. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意における特定用途免税制度を用いた関税率の決定に関する財務大臣規定 No. 96/PMK. 011/2008
9. 工業省の組織と作業手順に関する工業大臣規定 No. 01/M-IND/PER/3/ 2005
10. IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者候補評価チームに関する工業大臣規定 No. 39/M-IND/PER/6/2008
11. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける USDFS を用いた関税率の利用が可能な産業グループに関する工業大臣規定 No. 43/M-IND/PER/6/2008

を鑑み、

IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者候補評価チームに関する工業大臣規定 No. 39/M-IND/PER/6/2008 により結成された、同評価チームが 2008 年 6 月 26 日に実施したサーベイヤー候補の評価結果

に留意し、

以下を決定した：

IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける検証作業実施者としての  
サーベイヤーの指名/決定に関する工業大臣規定  
を定める。

## 1 条

工業大臣規定 No. 43/M-IND/PER/7/2008 に規定する産業グループ向けに、PT. Surveyor Indonesia (Persero) を IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける原材料輸入計画の検証作業実施者（以後、「サーベイヤー」と称する。）として指名する。

## 2 条

検証作業実施において、第 1 条に規定するサーベイヤーは、工業大臣規定 No. 27/M-IND/PER/5/2008、関連法規及び金属・機械・繊維・その他の産業総局長の定める技術指針を実施することが義務付けられる。

### 3 条

第 1 条におけるサーベイヤーの指名によって、IJ-EPA の USDFS の枠組みにおける  
検証作業実施者の取り消し及び/又は交替に関する工業大臣の権限が弱まることは  
ない。

### 4 条

第 1 条に規定する検証作業に係る実施費用は、USDFS 制度を利用する者が負担する。

### 5 条

第 1 条に規定するサーベイヤーの指名については、2 年に一度評価する。

### 6 条

本大臣規定は、定められた日より有効とする。

全ての人に知らしめるため、本大臣規定を法制化し、インドネシア共和国官報に  
記載する。

2008 年 7 月 1 日、  
ジャカルタにて制定  
工業大臣  
ファミ・イドリス

2008 年 7 月 7 日、  
ジャカルタにて法制化  
法務・人権大臣  
アンディ・マララッタ

インドネシア共和国官報 2008 年 18 号